

## 移管先選定までの審査方法について（案）

### 1 事前作業

事務局が応募事業者の提出書類を確認し事業者数に応じて選定手順を決定します。

- (1) 応募が 3 事業者以内であれば、書類審査を実施せずに、全ての応募事業者に実地調査及び面接調査を実施します。
- (2) 応募が 4 事業者以上であれば書類審査を実施します。

### 2 書類審査

提出書類で書類審査を行い、3 事業者に絞り込みます。

- (1) 委員間で意見交換を行います。
- (2) 委員ごとに採点を行います。様式 1
- (3) 委員ごとに、全ての応募事業者を得点により順位付けします。
- (4) 各委員は、自身が第一順位とした事業者に 1 票を投じたものとし、得票結果を発表し、最多得票数を得た事業者に実地調査及び面接調査を行います。
- (5) 上記 (4) において選出された事業者以外で、上記 (3)、(4) と同様の作業を繰返し、残りの 2 事業者を選出します。
- (6) 上記 (3)、(4) において、最多得票数を得た事業者が複数ある場合は、各委員の採点結果を当該応募事業者ごとに集計し、集計得点の最も高い事業者に実地調査及び面接調査を行います。

### 3 実地調査及び面接審査

事業者の運営保育所等への実地調査及び事業者の代表者等への面接調査を行います。面接調査は、事業者の代表者等が企画提案を行い、その後に選定委員による質疑応答を行います。

#### 4 最終審査

実地調査及び面接調査を行った事業者の提出書類、実地調査及び面接調査を総合的に判断し、移管先事業者及び次点事業者を以下の手順で選定します。

##### (1) 移管先事業者

- ア 委員ごとに審査項目について採点を行い、審査点数を200点満点で採点し、出席委員の過半数から120点以上の審査点数を得られた事業者を選定対象とします。様式1
  - イ 選定対象の事業者を委員ごとに審査点数により順位付けします。審査点数が同じ事業者がある場合には、より相応しい事業者を各委員が選定し、事業者の順位付けをします。
  - ウ 各委員は、自身が第1順位とした事業者に1票を投じたものとし、得票結果を集計して、出席委員の過半数の得票を得た事業者を移管先事業者を選定します。
  - エ ウの結果、該当する事業者がない場合には、得票数が多い順に2事業者を選定し、2事業者の中でイ・ウの選定作業を行い、移管先事業者を選定します。
- ※ 万が一委員の欠席等で得票数が同数の事業者が2者以上ある場合は、総審査点数の高い事業者を選定します。

##### (2) 次点事業者

ウの選定作業で移管先事業者が決まった場合、次点事業者は、移管先事業者以外の選定対象の事業者の中でイ・ウ・エの選定作業を行い、選定します。

エの選定作業で移管先事業者が決まった場合、次点事業者は、エの選定作業において最終まで残った事業者を選定します。

吹田市立岸部保育園民営化移管事業者選定採点表(案)

様式1

事業者名 ( ) 委員名 ( )

選定の観点	選定の内容	審査項目(40項目)	配点			
1 事業 や 安定 主体 等 として の 50 点 の 継続 性	(1) 事業の目的・理念	ア 事業者の設立趣旨と理念	1	3	5	
		イ 応募理由	1	3	5	
	(2) 社会福祉事業に関する知識・経験	ア 事業者沿革・社会福祉事業(保育所運営等)への取り組み	1	3	5	
		イ 事業者の役員構成等	1	3	5	
	(3) 運営の透明性・社会的信望	ア 監査等の結果(事業者・運営保育所)	1	3	5	
		イ 情報公開への取り組み状況(情報公開・第三者評価受審状況)	1	3	5	
	(4) 資金計画・経理状況	ア 事業者としての安定性・継続性	1	3	5	
		イ 保育事業としての安定性・継続性	1	3	5	
		ウ 事業者としての効率性	1	3	5	
		エ 保育事業としての生産性・費用の適正性	1	3	5	
	2 保育 所 運 営 に 関 連 す る 条 件 を 満 た し 、 保 育	(1) 理念に基づく保育への取り組み	ア 保育の方針(保育課程・指導計画)	1	3	5
			イ 人権を尊重する保育	1	3	5
ウ 乳児保育(0～2歳児クラス)			1	3	5	
エ 幼児保育(3～5歳児クラス)			1	3	5	
オ 障がい等のある児童への保育			1	3	5	
カ 配慮を要する児童への保育			1	3	5	
キ その他の特別な保育(延長保育・一時預かり・休日保育・病児保育等)			1	3	5	
ク 行事への取り組み			1	3	5	
ケ 取り組みの共有や実践のための『連携』体制			1	3	5	
コ 児童関係帳票等			1	3	5	
(2) 安全(管理)		ア 安全管理(防犯・事件や事故発生時の対応)	1	3	5	
		イ 災害対策(防災・災害発生時の対応)	1	3	5	
		ウ 施設・設備管理	1	3	5	
(3) 保健		ア 健康管理	1	3	5	
		イ 疾病等への対応	1	3	5	
		ウ 感染症及び食中毒対策等	1	3	5	
(4) 食に関する取り組み		ア 食育計画	1	3	5	
		イ 給食(献立・食材・調理法)	1	3	5	
		ウ 個別食(食物アレルギーのある児童等)	1	3	5	
(5) 連携・支援体制		ア 家庭連携(懇談・参観・おたより等)	1	3	5	
		イ 保護者支援(育児相談・保護者会活動等)	1	3	5	
		ウ 各種機関や近隣地域等との連携	1	3	5	
		エ 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	1	3	5	
(6) 職員体制		ア 施設長等	1	3	5	
		イ 職員の採用計画・配置予定	1	3	5	
		ウ 職員の資質や専門性の向上・処遇の充実	1	3	5	
(7) その他		ア 引継ぎ体制	1	3	5	
		イ 施設整備計画	1	3	5	
		ウ 個人情報の保護と苦情解決	1	3	5	
		エ その他 特にアピールしたい点	1	3	5	
			小計			
			合計			